

軽自動車税の税率改正について

詳細 市民税課
☎32-6244

平成26年度税制改正により、自動車の車体課税の見直しが行われ、平成27年度から軽自動車税の標準税率が引き上げられるとともに、グリーン化を進める観点から最初の新規検査から13年を経過した三輪および四輪以上の軽自動車について、平成28年度から約20%の重課を行います。この改正を踏まえ、本市における軽自動車税の税率を下記のとおり引き上げます

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車および雪上車

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車および雪上車は平成27年度から税率が変わります (単位：円)

車種		現行	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000	2,000
	50cc超90cc以下	1,200	2,000
	90cc超125cc以下	1,600	2,400
	ミニカー	2,500	3,700
軽自動車	二輪 (125cc超250cc以下)	2,400	3,600
	雪上車	2,400	3,600
小型特殊自動車	農耕用	1,600	2,400
	その他	4,700	5,900
二輪の小型自動車 (250cc超)		4,000	6,000

三輪および四輪以上の軽自動車

三輪および四輪以上の軽自動車は平成27年度から税率が変わりますが、平成27年3月までに新規検査を受けた車両については経過措置が適用されます。また、平成28年度からは、最初の新規検査から13年を経過した車両は税率が引き上げられます (単位：円)

車種	現行	改正後			
		初度検査年月		13年経過車 (重課)	
		27年3月以前	27年4月以後		
三輪	3,100		3,900	4,600	
軽自動車 四輪	貨物	営業用	経過措置 (現行どおり)	3,800	4,500
		自家用		5,000	6,000
	乗用	営業用		6,900	8,200
		自家用		10,800	12,900

三輪および四輪以上の軽自動車についての経過措置

平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両については、平成27年度以降も現行税率を据え置く経過措置が適用されます。(自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年3月以前の車両)

三輪および四輪以上の軽自動車についての経年重課

最初の新規検査から13年を経過した車両について、平成28年度から改正後税率の約20%が上乗せ(経年重課)されます。ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の電気自動車および被けん引車は重課の対象外です

未までに年金事務所から、加入手続の書類が送られます。必要事項を記入し、誕生日の前日以降14日以内に、市国保課(市役所1階1番窓口)に提出してください。届け出が遅れると病気やけがなどで障がいが残っても、障害年金を受給できなくなる場合があります

■学生納付特例申請はお済みですか
20歳以上の学生でご本人の所得が一定以下で納付が困難な方に、保険料の納付を猶予する特例制度があります。市国保課または、のぞみ・勇払出張所へ申請してください

☎学生証(有効期限記載のもの)の両面の写しまたは在学証明書の原本(平成26年4月1日以降に発行したもの)、年金手帳、印鑑
.....

☎市国保課 ☎(32)6429 のぞみ出張所 ☎(67)0464 勇払出張所 ☎(56)0003 苫小牧年金事務所 ☎(36)6135

廃棄物減量等推進審議会委員を公募

ごみの減量化やリサイクルなどについて、広く意見を聴くための委員を募集します

☎高校生を除く市内在住の18歳以上の方で、2年間審議会委員を務められる方
☎報酬条例で定める金額
☎若干名 ※選考あり
☎申込書配布減量対策課(HPでダウンロード)、環境生活課、植苗ファミリーセンター、各コミセン、勇払出張所
☎申請1月19日(月)までに申込書に必要事項を記入し、ごみ減量などについての考え、意見をまとめた作文(400字程度)を添えて、直接または郵送(消印有効)で〒059-1364 字沼ノ端2番地の25 減量対策課 ☎(55)4266

広 告